兵庫労働局発表平成23年11月1日

 担
 兵庫労働局労働基準部賃金課

 担
 課長
 松本 守生

 当
 主任賃金指導官 清水 教正

 電話番号
 078-367-9154

## 特定(産業別)最低賃金の改正決定について

兵庫労働局長(白川欽也)は、平成23年10月3日までに、兵庫地方最低賃金審議会(会長とりべしんじ 鳥邊晋司(兵庫県立大学大学院教授)。以下、「審議会」という。)から、兵庫県特定(産業別)最低賃金の改正決定についての答申を受け、下記のとおり、改正決定を行った。

特定(産業別)最低賃金の適用業種	時間額	引上げ額	効力発生年月日
繊維工業(注)	759 円	3 円	平成 23 年 12 月 1日
繊維工業、靴下製造業(注)	751 円	改正なし	平成 21 年 12 月 1日
塗料製造業	872 円	3 円	平成 23 年 12 月 1日
鉄鋼業	852 円	3 円	同上
はん用機械器具製造業、生産用機械器 具製造業、業務用機械器具製造業	835 円	5 円	同上
電子部品・デバイス・電子回路製造業、 電気機械器具製造業、情報通信機械器 具製造業	799 円	5 円	同上
輸送用機械器具製造業	872 円	3 円	同上
計量器·測定器·分析機器·試験機·測量 機械器具製造業	800 円	4 円	同上
各種商品小売業	771 円	5 円	同上
自動車小売業	815 円	4 円	同上

(注) 「繊維工業・靴下製造業最低賃金」のうち繊維工業については、「兵庫県繊維工業最低 賃金」が平成22年12月1日から適用されている。

なお、靴下製造業については、「繊維工業・靴下製造業最低賃金」が適用されている。

兵庫県内のすべての事業場で働〈人に適用される兵庫県最低賃金は、平成 23 年 9 月 1 日に 改正決定され、平成 23 年 10 月 1 日に発効した。改正後の時間額は、739 円(引上げ額 5 円)であった。

## 1 兵庫地方最低賃金審議会の答申

- (1) 兵庫労働局長は、特定(産業別)最低賃金について、関係する労働団体からの改正等の申し出を受けて、平成23年7月21日に、審議会に対し、改正の必要性の有無について諮問を行い、審議会は同日、改正の必要性ありとの答申を行った。
- (2) 兵庫労働局長は、この答申を受けて平成23年8月1日、審議会に対し、特定(産業別)最 低賃金の金額審議を求める諮問を行った。
- (3) 審議会は、特定(産業別)最低賃金ごとに9つの専門部会を設け、関係者からの意見聴取、 春季の賃上げ交渉妥結結果、県内約2,000社に対する最低賃金に関する実態調査の結果、 経済・雇用・賃金関係指標や初任給の推移などの資料を基に、慎重審議を行った。
- (4) 審議会は、延べ 23 回にわたる審議を行い、平成 23 年 10 月 3 日までに、兵庫労働局長に対し、上記一覧表のとおり、特定(産業別)最低賃金の時間額の改正を答申した。

## 2 特定(産業別)最低賃金の改正決定等

兵庫労働局長は、答申を検討した結果、特定(産業別)最低賃金の改正決定を行い、平成23年10月21日から順次官報公示し、平成23年11月1日に最終の官報公示を行った。